

## パブリックコメントへの回答

令和2年9月10日～10月12日にパブリックコメントを実施したところ、1名の方から1項目のご意見等をいただきました。寄せられたご意見等及びそれに対する町の考え方を公表いたします。

(反映状況の区分)

A : 意見を反映し、案を修正した

D : 意見を反映できなかった

B : 既に案で修正済み

E : その他

C : 実施段階または次の改訂で参考としていく

提出された意見	町の考え方	反映区分
<p>本条例は、工場誘致優先することを最優先にして、世界的な大きな社会問題となっている地球温暖化について逆行している取り組みではないでしょうか？</p> <p>むしろ国準則（現行）より緑地面積率をあげた条例にするべきではないでしょうか？</p> <p>今以上に厳しい工場立地条件に耐えうる企業を誘致することが、真の住民本位の条例ではないかと考えます。安易に条例を緩和して工場誘致をすることに反対致します。</p>	<p>工場立地法では、市町村は自然的・社会的条件から判断し適切と認められる場合に国準則に代えて地域準則を制定することができると規定されています。</p> <p>自然的・社会的条件とは、主に地形や土地利用の状況、地域の環境保全の状況、社会経済の動向及び地域住民のニーズ等を指すとされています。</p> <p>本町では、田畑などの自然的利用が面積の約60%を占めている中、工業用地は約4%であります（町都市計画マスタープラン H29.3月策定）。本条例案は、一定規模以上の製造業等の工場の敷地における緑地面積率等を緩和するものであり、地球温暖化に対する影響は限定的と考えます。</p> <p>一方、企業誘致や既存企業の流出防止は喫緊の課題として、町内の雇用情勢や税収の維持確保など町民生活に大きな影響を及ぼすものと考えております。</p> <p>町としては、こうした状況を総合的に勘案した結果、本条例案を提案することとし、地球温暖化に対する取り組みについては、上里町環境基本計画に基づき、今後も推進してまいりますのでご了解くださるようお願いいたします。</p>	<p>D</p>